

令和4年度後期授業料 減免等申請要項

受付期日：令和4年10月31日（月）まで

お問い合わせはメールによりお願いします。

◆問い合わせ先：学務課学生支援グループ（Mail:gakusei(a)myu.ac.jp）
（a）を@に代えてメールすること



公立大学法人

宮城大学
MIYAGI UNIVERSITY

内容

第1章 本学における授業料減免等について	1
第1節 各制度の概要	1
第2節 各申請手続き等	2
第2章 本学独自の授業料減免等制度について	4
第1節 経済的事由による授業料減免（旧称：通常枠）	4
第2節 東日本大震災の被災者に対する授業料減免（旧称：震災枠）	7
第3節 授業料の納付猶予・分割納付	9

●申請書式、各制度に関する Q&A は、本学ウェブサイトに掲載しております。

第1章 本学における授業料減免等について

第1節 各制度の概要

1 本学独自の制度による授業料減免（本要項で申請方法等を紹介する制度です）

本学の規程等に基づき、授業料の減免や納付猶予、分割納付の申請を行います。授業料減免に関しては、制度により申請できる学生が異なりますのでご注意ください。

詳細は、それぞれ該当のページをご確認ください。

【参考 申請可能な授業料減免制度一覧表 ○がある制度に申請が可能です】

	学群(学部)			大学院
	日本国籍を持つ者		外国籍を持つ者	
	令和2年4月以降入学者	左以外の者		
経済的事由による減免 (→4ページ)	— (例外あり)	○	○	○
東日本大震災の被災者に対する減免 (→7ページ)	○	○	—	○
納付猶予・分割納付 (→9ページ)	○	○	○	○

2 修学支援新制度による授業料減免（上とは別の減免制度です）

高等教育の修学支援新制度の対象となった学生(=日本学生支援機構の給付型奨学金に採用された学生)に対し、支援区分に応じた授業料を減免します。日本学生支援機構の奨学金申請については、別途大学のメールによりお知らせしておりますので、そちらをご確認ください。

3 修学支援新制度の対象である学生の申請について

高等教育の修学支援新制度の対象となった学生も、本学独自の授業料減免制度に申請することができます(※)。審査の結果、減免対象となった場合は、いずれか高いほうの減免額が適用されます(修学支援新制度による減免額が優先して充当され、差額が生じた際に、本学独自の制度による減免額が充当されます)。

(※)令和2年4月以降に本学に入学した学生の場合、経済的事由による授業料減免は申請することができません。

第2節 各申請手続き等

1 各申請の受付

下記のとおり提出してください。下記のとおり提出しなかった場合、申請が受け付けられないことがありますのでご注意ください。

- 一 受付期日：表紙に記載
- 二 提出方法：学務管理システムのアンケート機能から提出
 - イ アンケートの URL：<https://gakumu.myu.ac.jp/portal/GQuestionnaire/Detail/112>
(学務管理システムへのサインインが必要)
 - ロ 提出手順
 - (1) 三 提出ファイル(次項)に記載した必要書類を一つのフォルダにまとめる。
フォルダ名は学籍番号+氏名とする。
 - (2) 上のフォルダを zip ファイルにする (zip ファイルの作成方法は節末を参照)。
 - (3) 上のアンケートフォームから zip ファイルを提出する。
- 三 提出ファイル
 - イ 令和4年度後期授業料減免等申請書式
 - ・ ファイル名は【学籍番号 氏名】令和4年度後期授業料減免等申請としてください
(例：【22110999 宮城太郎】令和4年度後期授業料減免等申請.xlsx)
 - ・ Excel ファイルのまま提出してください
 - ロ その他書類
 - ・ pdf 又は jpeg 等の画像データで提出してください。また、データから書面の記載内容を読み取れる程度の大きさで提出してください。
 - ・ 適切なファイル名を付けて提出してください (給与明細写し、課税証明書等)。
- 四 その他
 - イ 申請書式は、本学ウェブサイトからダウンロードできます。
【宮城大学ウェブサイト 学費・奨学金 <https://www.myu.ac.jp/campus/Exemption>】
 - ロ 申請を確認した場合、送信から1週間以内を目途に、大学メールにてその旨をお知らせします。申請後1週間以上経過しても連絡がない場合は、お手数ですがお問合せください。

2 結果の通知

審査結果の通知時期は次のとおり予定しております。通知は郵送の他、大学メールにて行いますので、必ず確認してください。なお、通知時期等に変更があった場合は、別途大学メール等によりお知らせします。

申請した制度	結果通知時期	授業料納付期日
経済的事由による授業料減免	12月上旬	12月23日
東日本大震災の被災者に対する授業料等減免		希望した納付方法による
授業料納付猶予・分割納付		

3 減免事由消滅等



授業料減免を受けたのち、事由が消滅した学生は、別途届け出が必要となりますので、表紙の問い合わせ先までご連絡ください。なお、事由の消滅に伴い、別途授業料の納付を求められることがあります。

4 その他注意事項

- 一 過去に減免申請をした学生も、今学期あらためて申請が必要です。
- 二 申請者は、学生本人です。申請書の記載、家計・家族状況の説明等、全て学生本人が説明できるようにしてください。
- 三 期日を過ぎた申請は、減免の要件を満たすものであっても審査対象となりませんのでご注意ください。
- 四 申請者に対し、書類不備や追加記載等の確認のため、電話やメールにて問い合わせをすることがあります。問い合わせに対し回答が得られない場合、書類不備として審査対象から除外されることがありますのでご注意ください。

参考 zip ファイルの作成方法

使用している OS により方法が異なりますので、下記ウェブサイトからご確認ください。

使用する OS	URL (QR コード)
Windows (Microsoft サポート)	
macOS (macOS ユーザーガイド)	

第2章 本学独自の授業料減免等制度について

第1節 経済的事由による授業料減免（旧称：通常枠）

経済的理由により授業料の納付が困難で、かつ、学業成績が優良である場合、学生からの申請を審査の上、授業料の全額又は半額を免除します。なお、免除できる予算が限られているため、申請した場合でも必ず免除されるとは限りませんのでご注意ください。

【申請できる学生】

- ・ 令和2年4月以降入学の学群生（日本国籍を持つ者）のうち、本学に入学時点で高校卒業後3年を経過している者（Q1-5参照）
- ・ 令和2年3月以前より本学に在籍する学群（学部）生（日本国籍を持つ者）（Q1-4参照）
- ・ 外国人留学生（学群・学部生）
- ・ 大学院生（日本国籍を持つ者、外国人留学生共通）

1 申請条件

一 次のいずれかに該当する学生は、経済的事由による授業料減免を申請できません。

イ 在学年数（休学期間を除く。）が次の年数を超えた学生。ただし、海外の協定校への派遣が認められた学生については、下記の年数に加えて最大で1年間、免除を申請することができます。

- (1) 学群（学部）生 4年
- (2) 大学院生（博士前期課程） 2年
- (3) 大学院生（博士後期課程） 3年

ロ 宮城大学学則第30条又は宮城大学大学院学則第26条に基づく懲戒処分を受けた学生

ハ 令和2年4月以降入学した日本国籍の学生のうち、本学に入学時点で高校卒業後3年を経過していない者（Q1-5参照）

2 免除となる条件

下記に掲げる経済要件及び成績要件により審査を行います。減免を受けるには、両方の要件を満たす必要があります。なお、該当者が多数の場合、経済要件である市町村民税課税額の低い方を優先して免除します。

審 査 基 準	
経済要件	<p>【日本国籍の者（外国籍の者のうち、日本国内に申請者の扶養者がいる場合を含む。）】</p> <p>一 申請者及び申請者と生計を一にする者全員の前年度の市町村民税が、次のいずれかに該当するとき</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 非課税（非課税であっても 所得金額>所得控除金額 の場合は、別途判断します。）</p> <p style="margin-left: 20px;">ロ 所得割合計が10万円以下（独立生計者（※）は5万円以下）</p> <p>二 上記にかかわらず、各学期免除申請期日の過去1年以内に主たる家計支持者が次に掲げる事由により家計が急変し、申請者及び申請者と生計を一にする者全員の市町村民税の見込額が一のイ又はロに該当すると見込まれるとき</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 死亡</p> <p style="margin-left: 20px;">ロ 事故又は病気により、半年以上、就労が困難</p>

	<p>ハ 失職（非自発的失業の場合に限る）</p> <div style="border: 1px dashed red; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【注意事項】 家計の急変により授業料減免申請を行う場合、日本学生支援機構の給付型奨学金をあわせて申請してください。給付型奨学金の認定を受けた場合、修学支援新制度による授業料減免を受けることができます。</p> </div> <p>【外国籍の者（日本国内に申請者の扶養者がいる場合を除く。）】 経済状況申告書による年間収入額を給与収入額とみなし、地方税法の規定により算出された納付すべき市町村民税が、次のいずれかに該当するとき</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 非課税 ロ 所得割が5万円以下 <p>(※) 独立生計者とは、次のイ～ハ全ての条件を満たす学生とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 地方税法上父母等の扶養家族でない者 ロ 父母等と別居している者 ハ 本人に収入があり、その収入について所得申告がなされ、市町村からの所得・課税（非課税）証明書が発行される者
成績要件	<p>【学群（学部）生】 本人の属する学群または学類・学科において、次の期における成績順位が原則上位 55%以内であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 成績判定材料 <ul style="list-style-type: none"> イ 入学年次の前期 …… 当該学期の成績 ロ 4年次の後期 …… 前々学期及び前学期 ハ 上記以外の学期 …… 前学期 二 順位のつけ方 <ul style="list-style-type: none"> イ GPAに関する要綱の規定により算出した前学期のGPA値を用いて順位付けします。 ロ 休学していた者の成績判定は、休学前の直近の学期の成績順位を用います。 ハ 本学と海外の大学との間の協定に基づき派遣された学生の成績判定は、派遣先にて修学した直近の学期の成績を用いた成績順位によります。 <p>【大学院生】 成績が著しく不良でないこと。（指導教員所見により判定）</p>

3 免除額

上記審査基準を満たし、授業料免除対象となった場合の免除額は次のとおりです。ただし、前述のとおり免除予算額に限りがあるため、基準に該当する場合でも全員が免除を受けられるとは限りません。

免 除 額	
学群（部）生	<p>【経済要件・成績要件を満たし、成績が特に優秀（上位10%以内）の場合】 ⇒全額免除</p> <p>【経済要件・成績要件を満たす（上位10%に満たない～55%以内）場合】 ⇒半額免除</p>
大学院生	<p>【経済要件・成績要件を満たす場合】 ⇒半額免除</p>

4 提出書類

学生区分	必要書類
<ul style="list-style-type: none"> ・日本国籍の者 ・外国籍の者のうち、日本国内に扶養者がいる者 	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和4年度後期授業料減免等申請書式 授業料減免等申請書(赤色のシート)に申請内容が記載されていることを確認のうえ提出すること ● 申請者及び申請者と生計を同一にする者全員の令和4年度分所得・課税証明書 <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年中の所得金額と令和4年度の課税額の両方が記載されているもの。 ・市町村役場の税務窓口で交付申請することにより取得できます。ただし、税法上の扶養親族であることが扶養者の所得・課税証明書により証明できる場合、被扶養者分の証明書は不要です。 ● その他(該当する者のみ) <ul style="list-style-type: none"> イ 家計急変により申請する者のみ <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度後期授業料減免等申請書式(再掲) 授業料減免等申請書(赤色のシート)に加え、経済状況申告書(オレンジ色のシート)に申請内容が記載されていることを確認のうえ提出すること ・家計急変の事由を証明する書類 <ul style="list-style-type: none"> ・死亡の場合 <u>戸籍謄本(抄本)又は住民票(死亡日記載)</u> ・事故又は病気により、半年以上、就労が困難 <u>医師による診断書及び雇用主による病気休職による証明書</u> ・失職(非自発的失業の場合に限る) <u>雇用保険被保険者離職票又は雇用保険受給資格者証</u> ・家計急変の事由に該当する主たる家計支持者における、事由発生後の給与明細の写し(事由発生後3ヶ月の収入がわかるもの) ロ 独立生計者のみ 住民票又は健康保険証の写し ハ 外国籍の者のみ 在留カード又は特別永住者証明書の写し(両面)
<ul style="list-style-type: none"> ・外国籍の者のうち、日本国内に扶養者がいない者 	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和4年度後期授業料減免等申請書式 授業料減免等申請書(赤色のシート)及び経済状況申告書(オレンジ色のシート)に申請内容が記載されていることを確認のうえ提出すること ● 預金通帳等写し(令和4年6月～8月の収支がわかるもの) ● 給与明細の写し(令和4年6月～8月の収支がわかるもの) ● 在留カード又は特別永住者証明書の写し(両面)

第2節 東日本大震災の被災者に対する授業料減免（旧称：震災枠）

東日本大震災被災世帯の学生について、学生からの申請を審査のうえ、被災の程度に応じ授業料の全額又は半額を免除します。本制度は前節（経済的事由による授業料減免）の制度と重複して申請することはできません。なお、本制度の来年度以降の実施は未定です。

【申請できる学生】

- ・ 東日本大震災により住居（持家）に被害を受けた学群（学部）生・大学院生

1 免除となる条件・免除額

平成23年3月11日に発生した東日本大震災（余震による被災を含む）により、学生と生計を一にする家計支持者（学生が独立生計者の場合は、学生本人）が【被災区分表】のいずれかに該当し、生活が困難になった場合、学生からの申請を審査の上、被災の程度に応じ授業料の全額または半額を免除します。

ただし、【減免制限表】に掲げる項目のいずれかに該当する場合は、免除率引下げ又は免除不許可となる場合があります。

【被災区分表】

被災区分	授業料免除額
住居の全壊、全焼、流失、大規模半壊（持家のみ）	全額免除
住居の半壊、半焼（持家のみ）	半額免除

【住居について】

- 「住居」とは、震災発生直前まで学生と生計を一にする家計支持者が居住していた家屋をいいます。
- 「住居」の場所は、東日本大震災にかかる災害救助法の適用地域内に限ります。
- 「住居」の被害の程度は、市町村が発行する罹災証明書により判断します。
- 家財（自動車・バイク等を含む。）の損壊・流失は対象外です。

【減免制限表】

免除制限対象者	制限内容
奨学金の給付目的が授業料等への充当と明記されている場合	免除対象外
申請時点で次の学力要件を満たさない学生 （自身の取得単位数は学務管理システム等でご確認ください） 1年次 前期 要件なし 後期 16単位以上修得 2年次 前期 35単位以上修得 後期 50単位 〃 3年次 前期 65単位 〃 後期 80単位 〃 4年次 前期・後期共通 卒業見込であること 大学院生 前期・後期共通 指導教員の所見が良好であること	半額免除が限度 （全額免除不可） 免除を受けるにあたり、卒業に向けた履修計画書を自ら作成し、【面談実施手順】に従い、教員との面談を要します。
上の学力要件を満たしても、申請時点で在学年数（休学期間を除く）が次の年数を超えた学生 学群（部）生 4年	面談結果を踏まえ、免除の可否を決定します。

大学院生 博士前期課程	2年（長期履修生は許可年数）	
大学院生 博士後期課程	3年（ ” ）	

【面談実施手順】

手順1	<ul style="list-style-type: none"> ・面談が必要な旨を問い合わせ先（→目次参照）にメールにて申告します。 ・面談の担当教員をお伝えしますので、直接教員と連絡をとり面談日程を決定します。 ・教員のスケジュールもありますので、余裕をもって申告ください。
手順2	<ul style="list-style-type: none"> ・履修計画書として、メールで提供する『単位取得計画表（表面、裏面）』を完成させてください。
手順3	<ul style="list-style-type: none"> ・『単位取得計画表（表面、裏面）』を持参のうえ、教員と面談を実施します。

2 提出書類

学 生 区 分	必 要 書 類
全学生共通	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和4年度後期授業料減免等申請書式 <ul style="list-style-type: none"> ・ 授業料減免等申請書(赤色のシート)に申請内容が記載されていることを確認のうえ提出すること ● 東日本大震災による住居の罹災証明書 <ul style="list-style-type: none"> ・ 過去に本制度による減免を受けている学生は提出不要です。 ・ 罹災証明書に「持家」「借家」の区分又は「所有者氏名」が記載されていない場合、<u>平成23年当時の所有者が確認できる書類をあわせて提出ください。</u> <p>【所有者確認のための書類例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 固定資産税納税通知書の「家屋」部分の写し（平成23年当時のもの） ・ 被災した家屋の所有者による資産証明書 ・ 不動産登記簿（家屋） <ul style="list-style-type: none"> ・ 住居の名義が同居している家族の場合、住民票等の提出が必要です。

第3節 授業料の納付猶予・分割納付

経済的理由により授業料の一括納付が困難な場合、学生からの申請を審査の上、授業料の納付を猶予又は分割納付とすることができます。授業料の納付が期日より遅れた場合、本学の規程に基づき延滞金を請求することがあるため、期日までに納付が難しい学生は本制度の利用をご検討ください。なお、納付猶予と分割納付を同時に申請することはできません。

【申請できる学生】

- ・ 全ての学群（学部）・大学院生

1 納付猶予・分割納付における納付期日

申請した納付方法により、次のとおり納付猶予又は分割納付となります。最終的には同じ額を納付することとなるため、自身の経済状況にあった納付方法を申請してください。

本制度は、前述の授業料減免申請と同時に申請することも可能です。この場合、授業料減免が不許可の場合に限り、納付猶予又は分割納付が許可されます。

申請区分	納付方法
納付猶予	令和5年1月31日（火）に授業料（金267、900円）を一括で納付します。
分割納付	納付すべき授業料を分割し、それぞれ次の期日までに納付します。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年12月23日（金） 金133、950円 ・ 令和5年1月31日（火） 金133、950円

2 提出書類

学生区分	必要書類
全学生共通	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和4年度後期授業料減免等申請書式 授業料減免等申請書(赤色のシート)に申請内容が記載されていることを確認のうえ提出すること